

三重県建築物木材利用促進協定実施要領

(趣旨)

第1 三重県（以下「県」という。）は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）」（以下「法」という。）第15条の規定に基づく建築物木材利用促進協定（以下「協定」という。）を締結するのに必要な事項を定める。

(構想の内容等)

第2 協定を締結しようとする事業者等（以下「実施主体」という。）は、法及び県が定める「みえ木材利用方針」（以下「方針」という。）に即し、建築物における三重県産の木材（以下「県産材」という。）の利用の促進に関する構想（以下「構想」という。）を県に表明するものとする。

(実施主体の要件)

第3 実施主体は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 一定の目的を持ち、継続的に事業活動を行う者
- (2) 構想を定め、県と協定を締結する意向のある者
- (3) 国内外の法令に反する業務を行っていないこと及び暴力団等に関与していない者

(協定締結に係る申入れ)

第4 実施主体は、協定を締結しようとするときは、様式第1号により県に申入れするものとする。

- 2 前項の規定により提出される申入れ書に添付しなければならない書類は次のとおりとする。
 - (1) 実施主体が法人の場合は、定款又は寄附行為及び登記事項証明書、個人の場合は、住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって、氏名及び住所を証する書類、任意団体の場合は規約
 - (2) 暴力団排除に関する誓約書（様式第1号別紙）
 - (3) その他知事が必要と定める書類

(協定締結の判断基準)

第5 県は、実施主体から第4により協定締結の申入れがあった場合は、次の各号に掲げる要件に照らして適当か確認し、締結の可否について判断するものとする。

- (1) 第3の規定による実施主体の要件を満たしていること
- (2) 法の目的及び方針の実現に資する取組であること
- (3) 各種法令等に違反しないこと
- (4) その他必要と認められる事項

2 県は、前項により判断した結果を実施主体に通知するとともに、申入れに応じる場合にあっては、第6により協定を締結する。

(協定の内容)

第6 第5により協定の申入れが承認された実施主体は、協定書を県に提出し、県と協議の上、協定書を決定する。

2 協定は、次の各号に掲げる事項を内容とし、様式第2号を標準とする。ただし、関連する地方自治体等がある場合は、様式第2号を準用し、別途協議の上、決定する。

- (1) 協定の名称
- (2) 協定の目的
- (3) 構想の内容
- (4) 構想の達成に向けた取組の内容
- (5) 構想を達成するための県による支援の内容
- (6) 構想の対象区域
- (7) 本協定の有効期間
- (8) その他必要と認められる事項

3 前項第7号の有効期間は、協定締結の日から5年以内とする。

4 協定は、県と実施主体の2者で締結するものとする。ただし、構想の達成に向けた取組において、3者以上の事業者等が連携する必要がある場合は、3者以上で協定を締結することができるものとする。

(協定の変更)

第7 県と協定を締結した実施主体（以下「協定締結者」という。）は、協定の内容を変更する場合は、三重県建築物木材利用促進協定変更協議書（様式第3号）により県に協議しなければならない。

2 県は、前項の規定による協議があった場合には、その内容を精査し、変更の可否について判断するものとする。ただし、3者以上の協定の場合は、別途調整のうえ決定する。

3 県は前項により判断した結果を協定締結者に通知するとともに、協定の変更が妥当と認められる場合には、様式第4号を標準として変更協定を締結するものとする。

(協定の更新)

第8 協定締結者は、協定期間満了後も協定を継続する場合は、協定期間満了日の30日前までに三重県建築物木材利用促進協定更新協議書（様式第5号）により県に協議しなければならない。なお、添付書類は、第4の第2項に準ずるものとする。

2 県は、前項の規定による協議があった場合には、その内容を精査し、更新の可否について判断するものとする。ただし、3者以上の協定の場合は、別途調整のうえ決定する。

3 県は、前項により判断した結果を協定締結者に通知するとともに、協定の更新が妥当と認められる場合は、様式第2号を標準として新たに協定を締結するものとする。

(協定の解消)

第9 協定締結者は、協定期間満了前に協定の解消を行う場合には、解消日の30日前までに三重県木材利用促進協定解消申出書（様式第6号）により県に申し出なければならぬ。

2 前項の規定による申し出があり、協定の解消が妥当と認められる場合には、県は協定の解消を協定締結者に通知する。

(協定の公表)

第10 県は、協定を締結したときは、次の内容をホームページ等で公表するものとする。

- (1) 協定の名称
- (2) 協定の対象区域
- (3) 協定の有効期間
- (4) 協定に参加する者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

(協定の取消)

第11 県は、協定を締結した場合において、その後の事情の変更等による特別の必要が生じたときには、協定の取消、又はその協定の内容を変更することがある。
ただし、既に経過した期間にかかる部分については、この限りでない。

附則

この要領は、令和8年2月3日から施行する。

様式第1号

※整理番号	
※三重県が記入	

年 月 日

三重県建築物木材利用促進協定締結の申入れ書

三重県知事あて

申入れ者 所在地
氏名又は法人の名称
代表者 職・氏名

三重県建築物木材利用促進協定実施要領第4により、次のとおり、建築物木材利用促進協定の締結を申入れます。

1 建築物木材利用構想の内容等

構想の内容	※構想の内容がわかるように具体的な建物名や取組内容等を記載すること。
構想の達成に向けた取組の内容	※構想の達成に向けた取組について記載すること。
構想の対象区域	※構想の対象区域を記載。
取組の実施期間	※構想が実現するまでの期間を記載すること。 協定締結日から 年 月 日

2 連絡先等

担当者の職氏名	
所在地	〒
連絡先	電話 電子メール

3 添付資料

- (1) 誓約書(様式第1号別紙)
- (2) 申請者の概要がわかる資料
(法人の場合は定款又は寄附行為及び登記事項証明書、個人の場合は住民票の写し若しくは個人番号カードの写し等)
- (3) その他知事が必要と定める資料

備考 本様式で足りない場合は、別紙を添付すること。

様式第1号別紙

誓 約 書

私(当法人)は、以下に掲げる項目に該当していないこと及び今後についても該当しないことを誓約します。

- 1 役員等（申入れ者が個人である場合にはその者を、申入れ者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（（平成3年法律第77号）以下、「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）である者。
- 2 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
- 3 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
- 5 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

年 月 日

三重県知事 あて

所在地
氏名又は法人の名称
代表者職・氏名

〇〇〇〇協定

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第15条第1項に基づき、□□□（実施主体）（以下「甲」という。）、三重県（以下「乙」という。）は、〇〇〇〇協定を締結する。

1. 目的

この協定は、甲の「建築物の木材の利用に関する構想」について、甲、乙が連携・協力することにより、甲による取組を促進し、構想の達成に寄与することを目的とする。

2. 建築物木材利用促進構想

（1）甲による木材の利用に関する構想

①構想の内容

※構想の内容を記載。

②構想の達成に向けた取組の内容

※構想の達成に向けた取組の内容を記載。

3. 甲の構想を達成するための乙による支援

※甲の構想の達成に向けた乙による支援内容を記載。

4. 構想の対象区域

※本協定の対象区域を記載する。

5. 本協定の有効期間

本協定の有効期間は、締結の日から、 年 月 日までとする。

6. その他

（1）実施状況の報告

甲は、乙が求めた場合、構想の達成に向けた取組の実施状況の報告に協力するものとする。

（2）協定の変更及び協議

甲、乙は、この協定の内容を変更する必要が生じた場合、又はこの協定に定められていない事項について連携・協力する必要が生じた場合、速やかに協議し、これを解決するものとする。

（3）協定の解消

甲、乙は、他の協定者がこの協定で定めた取組を実施しない場合、又はこの協定で定めた内容を履行しない場合、この協定を解消することができるものとする。

この協定を証するため、本協定書を一通作成し、甲乙が署名の上、各自その1通を保管するものとする。

年　　月　　日

甲　□□□（実施主体）

乙　三重県知事

様式第3号

三重県建築物木材利用促進協定変更協議書

年 月 日

三重県知事あて

(協定締結者) 所在地
氏名又は法人の名称
代表者職・氏名

年 月 日付けで締結した標記協定について、次のとおり変更したいので、三重県建築物木材利用促進協定実施要領第7の規定により協議します。

1 変更内容

2 変更理由

3 添付資料

※変更内容、理由等が分かる資料

〇〇〇〇協定に係る変更協定書

年 月 日付け、□□□（協定締結者）（以下、「甲」という。）、三重県知事（以下、「乙」という。）との間で締結した〇〇〇〇協定を以下のとおり、変更する協定を締結する。

1. 目的

この協定は、甲の「建築物の木材の利用に関する構想」について、甲、乙が連携・協力することにより、甲による取組を促進し、構想の達成に寄与することを目的とする。

2. 建築物木材利用促進構想

（1）甲による木材の利用に関する構想

①構想の内容

※構想の内容を記載。

②構想の達成に向けた取組の内容

※構想の達成に向けた取組の内容を記載。

3. 甲の構想を達成するための乙による支援

※甲の構想の達成に向けた乙による支援内容を記載。

4. 構想の対象区域

※本協定の対象区域を記載する。

5. 本協定の有効期間

本変更協定の有効期間は、締結の日から、 年 月 日までとする。

6. その他

（1）実施状況の報告

甲は、乙が求めた場合、構想の達成に向けた取組の実施状況の報告に協力するものとする。

（2）協定の変更及び協議

甲、乙は、この協定の内容を変更する必要が生じた場合、又はこの協定に定められていない事項について連携・協力する必要が生じた場合、速やかに協議し、これを解決するものとする。

（3）協定の解消

甲、乙は、他の協定者がこの協定で定めた取組を実施しない場合、又はこの協定で定めた内容を履行しない場合、この協定を解消することができるものとする。

この協定を証するため、本協定書を一通作成し、甲乙が署名の上、各自その1通を保管するものとする。

年　　月　　日

甲　□□□（協定締結者）

乙　三重県知事

様式第5号

三重県建築物木材利用促進協定更新協議書

年 月 日

三重県知事 あて

(協定締結者) 所在地
氏名又は法人の名称
代表者職・氏名

年 月 日付けで締結した三重県建築物木材利用促進協定について、次のとおり協定期間を更新したいので、三重県建築物木材利用促進協定実施要領第8の規定により協議します。

1 現協定期間

2 更新期間

3 更新の理由

【添付資料】

- (1) 誓約書(様式第1号別紙)
 - (2) 申請者の概要がわかる資料
- (法人の場合は定款又は寄附行為及び登記事項証明書、個人の場合は住民票の写し若しくは個人番号カードの写し等)
- (3) その他知事が必要と定める資料

備考 本様式で足りない場合は、別紙を添付すること。

様式第6号

三重県建築物木材利用促進協定解消申出書

年 月 日

三重県知事あて

(協定締結者) 所在地
氏名又は法人の名称
代表者職・氏名

年 月 日付けで締結した三重県建築物木材利用促進協定について、
次のとおり協定を解消したいので、三重県木材利用促進協定実施要領第9の規
定により申し出ます。

1 協定期間

2 協定終了（解消）日

3 解消したい事由